

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）

財政課契約管理係

令和 7 年 12 月 2 日に健康保険被保険者証が廃止されたことに伴い、工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等が、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であることを証明する資料（以下「雇用関係証明資料」という。）の取扱いについて、参考までに下記のとおり周知します。

1 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの（雇用関係証明資料）

配置予定技術者が工事を請け負った企業と 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる資料として、以下のいずれかを提出してください。

ア 監理技術者資格者証の写し（表・裏）

イ 住民税特別徴収税額通知書の写し

ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

エ 所属会社の雇用証明書の写し（※）

オ その他上記アからエに準ずる資料の写し

※ 原則、雇用証明書（別紙）によるものとします。

必要な記載事項を満たしており、直接的かつ恒常的な雇用関係について証明されたものであれば、別紙様式以外の様式でも差し支えありません。

根拠資料の提出は不要ですが、内容に疑義があるときは、別途資料の提出を求める場合があります。

2 雇用関係証明資料の確認事項

次頁以降に示す「確認のポイント」のとおりとします。

3 その他

令和 8 年 8 月 3 日以降、健康保険被保険者証は雇用関係証明資料とは認められませんので、気を付けてください

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）

【確認のポイント】

ア 監理技術者資格者証の写し（表・裏）

- 有効期限は5年間のため、5年毎に更新手続きが必要。
- 更新した場合、直近の内容のみが記載される

被雇用者（技術者）と一致しているか

「入札の申込みのあった日」から3か月以上前に交付されているか

表面

氏名 建設 太郎 昭和45年 9月 3日生

住所 東京都千代田区二番町3番地

初回交付 令和 5年 7月 3日 交付 令和 5年 7月 3日

交付番号 第 0000000000号

監理技術者資格者証

令和10年 7月 2日 まで有効

国土交通大臣指定資格者証交付機関
一般財団法人 建設業技術者センター理事長

所屬建設業者 (株) ○ × 建設

有する 資格 一 施 一 建施

建設業の種類 土建大左と石屋電管夕鋼筋舗道板ガ塗防内機絶通園井具水消消解

有・無 1111111001111111111110100011001

雇用者（申請者）と一致しているか

裏面が提出されているか
記載事項に変更はないか

監理技術者講習修了履歴

修了番号: 第1234-1234567890号 修了年月日: 令和 5年 5月 3日

氏名: 建設 太郎 生年月日: 昭和45年 9月 3日

講習実施機関名: (一財) ○ ○ × ×

資格者証備考

更新は期限の30日前（追加は期限の45日前）までに申請を

見本

【確認のポイント】

- 毎年５月頃に、市区町村から事業者（雇用者）あて通知される。

[illegible]

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）

【確認のポイント】

ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

（健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書）

- ・ 新たに資格取得を行った際に、日本年金機構から事業者（雇用者）あて通知される。

所在地 名称 代表者名		雇用者（申請者）と 一致しているか	
		書類名は正しいか	
		健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書	
事業所整理番号			
事業所番号			
		直接的かつ恒常的な雇用関係の証明に 不要な個人情報がマスキングされているか	
被保険者 整理番号	被保険者氏名 生年月日 種別（性 別） 取得区分 ホ保険者 区分	資格取得年月日 基礎年金番号	標準報酬月額 被保険者住所
			健保： 厚年：
被雇用者（技術者）と 一致しているか		最新の定時決定（毎年9月）を 経ていないか。か	
※1 元号 S：昭和 H：平成 R：令和			
※2 種別 1(男)：男性 2(女)：女性 3(坑)：坑内員 5(基男)：男性（基金加入） 6(基女)：女性（基金加入） 7(基坑)：坑内員（基金加入）			
※3 取得区分 1(新)：新規加入 2(再)：再取得 3(共)：共済組合 4(船)：船員保険 5(新)：新規取得 6(再)：再取得			
上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がされたの			
日本年金機構や健康保険組 合が発行しているか			
令和 年 月 日			
日本年金機構理事長 (〇〇年金事務所)			

【確認のポイント】

(健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書)

- 毎年8月頃に、日本年金機構から事業者（雇用者）あて通知される。

〒
所在地
名称
代表者名

雇用者（申請者）と
一致しているか

書類名は正しいか

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理番号 XXXXXXXXXX

事業所番号 XXXXXXXXXX

直接的かつ恒常的な雇用関係の証明に
不要な個人情報がマスキングされているか

被保険者 整理番号	被保険者氏名	適用年月	標準報酬月額		生年月日	種別
			（健保）	（厚年）		

被雇用者（技術者）と
一致しているか

申請日現在適用中の年月か

※1 元号 S：昭和 H：平成 R：令和

※2 種別 第一種：男性 第二種：女性 第三種：坑内員 特例第一種
 特例第三種：坑内員（基金加入）

日本年金機構や健康保険
組合が発行しているか

上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がされたので通知します。

令和 年 月 日

日本年金機構理事長
（〇〇年金事務所）

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）

【確認のポイント】

エ 所属会社の雇用証明書の写し

- ・ ア～ウの書類が提出できない場合は、雇用証明書により直接的かつ恒常的な雇用関係の確認を行う。
- ・ 直接的かつ恒常的な雇用関係について証明されていれば、別の様式による提出も認める。
- ・ 根拠資料の提出は不要だが、内容に疑義があるときは、別途資料の提出を求めることがある。
- ・ 提出は写しで可。

雇用証明書	
被雇用者（技術者）と一致しているか	雇用者（申請者）と一致しているか
証明日（※１）	年 月 日
被雇用者 氏 名 生年月日 年 月 日	事業者（雇用者） 所在地 名称 役職名 氏 名
被雇用者を下記の労働条件で雇用していることを証明します。（※２）	
契約期間	1. 事業者が（就業規則に）定める退職の日まで（ 年 月 日より採用） 2. 期間の定めなし（ 年 月 3. 年 月 日 ～ 【恒常的な雇用関係】 「入札の申込みのあった日」から 3ヶ月以上の雇用が確認できるか
給与 （該当するものに○）	① 被雇用者の給与は、事業者（雇用者）から直接支払っている。 2 被雇用者の給与は、事業者（雇用者）からは直接支払っていない。
勤務時間及び日数 （該当するものに○） （※３）	① 事業者（雇用者）が（就業規則に）定める所定労働時間及び日数の4分の3以上である。 2 事業者（雇用者）が（就業規則に）定める所定労働時間及び日数の4分の3未満である。
（※１）入札申請日以前の日付であること。なお、入札申請日とは、一般競争入札の場合は入札参加資格確認申請日、指名競争入札の場合は入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出日を指す。	
（※２）根拠資料の添付は、資料の提出を求めることがある。	
（※３）健康保険法（大正 年 月 日）に準じる。	